

育児・介護からのジョブリターン制度の制定について

1 整備した制度の内容	
① 対象者の退職理由	結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児、介護
② 対象者の年齢	定めず
③ 対象者は退職後何年以内か	定めず
④ 再雇用時の処遇について	ジョブリターン制度の利用者の再雇用時の処遇は、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用時までの就労経験（業務内容や経験年数）、能力開発（職業訓練の受講や資格取得等）の実績等を評価して決定することとし、原則として退職時の雇用形態、勤務地、職種、資格等級を維持するものとする。ただし、当該制度利用者の希望を踏まえ、退職前と異なる雇用形態、職種で雇用することもある。その場合であっても、退職前の勤続年数、資格等級等及び退職から再雇用までの就労経験、能力開発の実績などを評価し、処遇の格付けを決定する。
⑤ 再雇用後の配置、昇進、昇給等の処遇について	ジョブリターン制度の利用者の再雇用後の配置・昇進・昇給等については、退職前の勤務実績及び退職から再雇用までの就業経験、能力開発の実績を踏まえた取り扱いを検討し、同一の雇用形態や職種、同程度の経験・能力の従業員と異なる取り扱いは行わない。また、当該制度利用者が希望し、有期雇用労働者として雇用した場合であっても、無期雇用労働者との間に不合理な待遇差が生じる取り扱いを行わない。
⑥ その他会社独自の制度	会社は、ジョブリターン制度の利用の再雇用者の退職後の期間、経験を踏まえ、個別に必要な教育訓練を実施する
2 制度導入日	
令和2年9月8日	